

皆の意見のフローチャート 02

2005/02/02 版

みんなの釣り場

釣り人で地域経済を営む地域住民

釣り場に隣接する
地域住民が出来る事

釣り場に釣りに行く
釣り人が出来る事

パブリック
コメント

請願書

陳情書

パブリック
コメント

釣り場に隣接する
各市町村役場の議会窓口

役場の議会窓口は書類の受付が早いところで2月10日~2月25頃までに提出
窓口に出したら、必ず受理印の押された控え(写し・コピー)を貰って下さい

各市町村役場議会

議会からの国・関係行政庁への99条意見書提出

関係行政庁

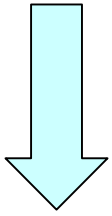
環境省

農水水産省

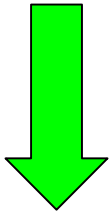
水産庁

国会

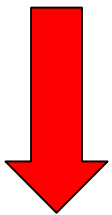
内閣総理大臣 環境大臣



この矢印カラーは誰でも出来る事、必ず出してください。そして【釣りはしないけど釣り人がこないと困る人達】にて教えてあげて下さい。



この矢印カラーは誰でも少し勉強すれば出来る事、議会窓口の受け付け日があるので注意して下さい。



この矢印カラーは【生活権】を持っている地域住民が立ち上がらなければ出来ない事ですが、非常に有効性高し。

さて上記のフローチャートを見て『感じる釣り人・地域の方』は黄緑の矢印通りに【**個人陳情書**】を**有効利用水域の市町村議会**に提出してみよう。又地元地域住民が率先的動こうとしている有効利用水域があれば【**請願書**】と言う、もっと効力のある書式にもチャレンジ、【**請願書**】は**憲法 16 条**で保障されている『**請願権の行使**』で、地方議会を通さなければいけない難問も残るが、**地域住民の『生活権』**がかかっているならば、旨いくはず。2005/02/02 現時点での有効利用水域として **BASS が指定されても指定されなくても**名乗りを上げてく事は重要で、そんな中**多くの有効利用水域がある各市町村から【請願・陳情】と言った意見が出始めているのも事実**、そして今後も各地から続々と意見書が上がる予定がある事も事実です。【**請願書**】の場合は、有効利用水域だと思われる各市町村議会の紹介議員が取り付けられなくては、提出できません。

上記の内容に関して自己の責任において行動して下さい

Q:【**陳情書**】って何??

【**陳情書**】は各市町村の議会事務局に提出します。一人でもすぐにでもできる、びっくりするくらい簡単な方法です。各市町村住民もしくはそこに住んでいない人でも【**陳情書**】の提出により、議会に対してその実情を訴え、適切な措置を要望し、希望を申し出ることができます。

Q:【**請願書**】って何??

地方自治法 124 条【**請願書**】は、憲法 16 条によって保障された基本的人権の一つとして行使されますが、議会に対してその実情を訴え、適切な措置を要望し採択されると同 99 条意見書として関係行政庁に書類が直接上がります。各市町村住民でその各市町村議会の紹介議員が取り付けられなくては、提出できません。